

[別添資料 4－7, 4－8]

駐車場条例・同施行規則

令和5年7月

大阪市建設局

○大阪市立駐車場条例

昭和40年7月1日

条例第63号

改正 昭和41年3月10日条例第8号
昭和46年3月25日条例第13号
昭和48年8月31日条例第17号
昭和49年4月1日条例第42号
昭和49年6月20日条例第58号
昭和52年4月1日条例第26号
昭和54年3月13日条例第15号
昭和63年4月1日条例第29号
昭和63年11月8日条例第51号
平成元年4月1日条例第26号
平成4年4月1日条例第41号
平成7年3月16日条例第25号
平成9年4月1日条例第34号
平成10年4月1日条例第30号
平成11年3月17日条例第24号
平成13年4月1日条例第51号
平成17年10月19日条例第147号
平成18年11月9日条例第96号
平成21年9月18日条例第99号
平成23年2月18日条例第8号
平成25年12月2日条例第135号
平成26年3月4日条例第23号

大阪市立駐車場条例を公布する。

大阪市立駐車場条例

(路外駐車場の設置)

第1条 本市に、駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定による路外駐車場(以下「路外駐車場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立法円坂駐車場	大阪市中央区法円坂2丁目
大阪市立西横堀駐車場	大阪市西区京町堀1丁目
大阪市立十三駐車場	大阪市淀川区新北野1丁目
大阪市立新大阪駅前駐車場	大阪市淀川区西中島5丁目
大阪市立新大阪駅前第2駐車場	大阪市淀川区西中島5丁目

(自動車駐車場の設置)

第2条 本市に、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項に規定する道路の附属物である自動車駐車場(以下「自動車駐車場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立扇町通地下駐車場	大阪市北区扇町1丁目
大阪市立大阪駅前地下駐車場	大阪市北区梅田1丁目
大阪市立豊崎地下駐車場	大阪市北区豊崎3丁目
大阪市立安土町地下駐車場	大阪市中央区安土町3丁目
大阪市立谷町筋地下駐車場	大阪市中央区谷町2丁目

大阪市立長堀通地下駐車場
大阪市立東長堀地下駐車場
大阪市立東長堀バス駐車場
大阪市立靱地下駐車場
大阪市立土佐堀地下駐車場
大阪市立長堀バス駐車場
大阪市立本町地下駐車場
大阪市立上汐地下駐車場
大阪市立塩草地下駐車場
大阪市立宮原地下駐車場
大阪市立長居公園地下駐車場

大阪府中央区南船場2丁目
大阪府中央区南船場1丁目
大阪府中央区南船場1丁目
大阪府西区靱本町2丁目
大阪府西区土佐堀1丁目
大阪府西区新町1丁目
大阪府西区靱本町1丁目
大阪府天王寺区上汐4丁目
大阪府浪速区塩草1丁目
大阪府淀川区宮原3丁目
大阪府東住吉区長居公園

(供用日等)

第3条 路外駐車場及び自動車駐車場（以下「市立駐車場」という。）の供用日は1月1日から12月31日までとし、供用時間は午前0時から午後12時までとする。

2 市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間は、第13条の規定により市立駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）があらかじめ市長の承認を得て定める。これらを変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市立駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は市立駐車場の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第1項の規定による供用日若しくは供用時間又は前項の規定による受付日若しくは受付時間を変更することができる。

4 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(行為の禁止)

第4条 市立駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自動車（次条第1項に規定する自動車をいう。次号において同じ。）の駐車を妨げること

(2) 駐車している自動車を汚損し、又はき損するおそれのある行為を行うこと

(3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること

(4) 飲食物その他の物品を販売し、又は頒布すること（道路法その他の法律の規定による市長の許可を受けたものを除く。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市立駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為（駐車の制限）

第5条 自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車並びに同規則別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。以下同じ。）以外のものは、市立駐車場に駐車することができない。

2 市立駐車場に自動車を駐車する者（以下「使用者」という。）は、次項の規定による場合及び次条第6項の定期駐車券の通用期間内に駐車する場合を除くほか、引き続き7日を超えて1の自動車を市立駐車場に駐車してはならない。

3 前項の日数を超えて引き続き1の自動車を市立駐車場に駐車しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者にその旨を届け出て、指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、30日を超える期間の駐車を承認してはならない。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市立駐車場への入庫を断り、又は市立駐車場からの出庫を命ずることができる。

(1) 市立駐車場の構造上駐車させることができないとき

- (2) 市立駐車場の構造又は設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 危険物を積載しているとき
- (4) その他管理上支障があるとき

(利用料金)

第6条 市長は、指定管理者に市立駐車場の利用に係る利用料金（次項に規定する一時駐車料金並びに第4項に規定する普通回数券、第5項に規定するバス回数券及び第6項に規定する定期駐車券の料金をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 使用者は、自動車の出庫の際、指定管理者に一時駐車料金を支払わなければならない。ただし、第6項の定期駐車券の通用期間が満了するまでの間の出庫にあっては、この限りでない。
- 3 一時駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。一時駐車料金の額を変更しようとするときも同様とする。
 - (1) 大阪市立東長堀バス駐車場及び大阪市立長堀バス駐車場（以下これらを「バス駐車場」という。）以外の市立駐車場 駐車時間30分までごとに350円
 - (2) バス駐車場 駐車時間30分までごとに1,000円（路線定期運行（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をいう。）を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）に係る停留所として利用する場合にあっては、1回につき4,000円）
- 4 指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）は、1の市立駐車場の利用に限り一時駐車料金の支払に代えて使用することができる回数券（以下「普通回数券」という。）を発行することができる。
- 5 バス駐車場の指定管理者は、バス駐車場の利用について一時駐車料金の支払に代えて共通して使用することができる回数券（以下「バス回数券」という。）を発行することができる。
- 6 指定管理者は、通用期間が1年以内で1の市立駐車場の定期利用に使用することができる定期駐車券を発行することができる。
- 7 定期駐車券（バス駐車場の定期駐車券を除く。）は、市規則で定める場合を除き、特定の自動車以外の自動車に係る市立駐車場の利用に使用することができない。
- 8 普通回数券、バス回数券又は定期駐車券の発行を受けようとする者は、その発行の際、次項に規定する料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 9 普通回数券、バス回数券及び定期駐車券の料金の額は、次に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これらを変更しようとするときも同様とする。
 - (1) 普通回数券 一時駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額
 - (2) バス回数券 一時駐車料金の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 定期駐車券 1月当たり47,250円（バス駐車場の定期駐車券にあっては、1月当たり240,000円）
- 10 市長は、第3項又は前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

(共通回数券の発行等)

第7条 市長は、市立駐車場（バス駐車場を除く。）及び本市と協定を締結した者が経営する駐車場の利用について共通して使用することができる回数券（以下「共通回数券」という。）を発行することができる。

- 2 市長は、前項に規定する本市と協定を締結した者が経営する駐車場の名称及び位置を

公告するものとする。

3 共通回数券の発行を受けようとする者は、その発行の際、別表に規定する料金を市長に納付しなければならない。

4 使用者は、一時駐車料金の支払に代えて共通回数券を使用することができる。

(料金の減免)

第8条 指定管理者は、次に掲げる自動車の駐車に係る一時駐車料金を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体の職員が災害復旧、防疫活動その他緊急を要する業務を行うために使用する自動車

(2) 市立駐車場の維持管理に必要な工事のために使用される自動車

2 指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあっては、本人）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらに類する者で市規則で定めるものの移動のための自動車の駐車に係る一時駐車料金の額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額することができる。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(料金の還付)

第9条 既納の一時駐車料金及び定期駐車券の料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、既納の定期駐車券の料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 定期駐車券の発行を受けた者がその通用期間が満了する前に当該定期駐車券の料金の還付を申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めたとき

(2) その他市長が特別の事由があると認めるとき

2 既納の普通回数券、バス回数券及び共通回数券の料金は、還付しない。ただし、指定管理者又は市長は、特別の事由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(割増金)

第10条 指定管理者は、不正の行為によって利用料金の支払を免れた者については、その免れた利用料金のほか、その額の2倍に相当する額の割増金を徴収する。

(事故等に対する措置)

第11条 指定管理者は、市立駐車場で事故が発生し、又は発生するおそれがあるときその他市立駐車場の管理上やむを得ない必要があるときは、自動車の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(引取りの請求等)

第12条 市長は、第5条第2項の規定に違反し、又は同条第3項の規定により承認を受けた期間を超えて市立駐車場に駐車されている自動車があるときは、当該自動車の所有者又は当該自動車に係る使用者（以下「所有者等」という。）に対し、相当の期間を定めて当該駐車に係る一時駐車料金に相当する額の支払及び当該自動車の引取りを請求することができる。

2 市長及び指定管理者は、前項の請求を行うために必要な限度において、市立駐車場に駐車されている自動車について、必要な調査を行うことができる。

3 市長は、前項の調査を行ったにもかかわらず、所有者等を確知することができないと

き又は所有者等の住所若しくは居所が不明であるときは、公告、市立駐車場内での掲示その他の方法により、第1項の請求をすることができる。

(管理の代行)

第13条 市立駐車場の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第14条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 市立駐車場の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、市立駐車場の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 市立駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、市立駐車場の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 市立駐車場の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市立駐車場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第18条 市長は、指定管理者で会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。以下同じ。）であるものが同法第757条前段の規定により吸収分割をする場合において、当該会社が法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されることにより当該会社が受けた指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要と

なるときであつて、当該吸収分割に係る事情等を考慮して特に必要があると認めるときは、第14条の規定にかかわらず、当該吸収分割に係る会社法第757条後段の吸収分割承継会社となるものを指名し、当該吸収分割承継会社となるものに対し、その旨を通知することができる。

2 前項に規定する場合において、その指定に係る法第244条の2第5項の期間の終期は、当該吸収分割をする会社が受けた指定に係る同項の期間の末日を超えないものとする。

3 第1項に規定する場合における第15条及び前条の規定の適用については、第15条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「第18条第1項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、前条中「第15条」とあるのは「次条第3項の規定により読み替えられた第15条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「次条第3項の規定により読み替えられた前3号」とする。

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 市長は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は市立駐車場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、市立駐車場の構造及び設備の維持保全その他市立駐車場の管理に関することとする。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (昭和40年8月30日施行、告示第340号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和41年3月10日条例第8号、昭和41年11月1日施行、告示第426号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和46年3月25日条例第13号、昭和46年5月10日施行、告示第172号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和48年8月31日条例第17号、昭和48年6月7日施行、告示第310号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和49年4月1日条例第42号、昭和49年7月22日施行、告示第264号) 抄

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和49年6月20日条例第58号、昭和49年7月30日施行、告示第404号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和52年4月1日条例第26号、昭和52年5月1日施行、告示第311号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和54年3月13日条例第15号、昭和54年6月1日施行、告示第321号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和63年4月1日条例第29号、昭和63年6月1日施行、告示第279号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和63年11月8日条例第51号) 抄

この条例は、昭和64年2月13日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日条例第26号、平成元年4月1日施行、告示第230号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成4年4月1日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月16日条例第25号、第1条の改正規定、第1条の次に1条を加える改正規定及び第2条の改正規定、平成8年3月1日施行、告示第133号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第1条の次に1条を加える改正規定及び第2条の改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成9年4月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第30号、大阪市立本町地下駐車場に関する改正規定、平成10年9月1日施行、告示第772号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、大阪市立本町地下駐車場に関する改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成11年3月17日条例第24号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日条例第51号、平成13年10月1日施行、告示第1087号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月19日条例第147号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第329号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条の次に7条を加える改正規定（第10条から第13条まで及び第14条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月9日条例第96号、平成19年5月1日施行、告示第454号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成21年9月18日条例第99号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大阪市立駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項並びに第6条第3項及び第7項の承認並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定並びに改正後の条例第3条第4項及び第6条第8項の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市立駐車場に入庫した自動車（改正後の条例第5条第1項に規定する自動車をいう。以下同じ。）に係る改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「引き続き」とあるのは「平成22年4月1日以後引き続き」とする。
- 4 この条例の施行の際現に大阪市立駐車場に自動車を駐車している者は、当該駐車に係る駐車時間のうち施行日前の部分についてこの条例による改正前の大阪市立駐車場条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定による料金及び当該駐車に係る駐車時間のうち施行日以後の部分について改正後の条例第6条の規定による利用料金を出庫の際納付し、及び支払わなければならない。
- 5 この条例の施行の際現に通用している改正前の条例第5条第2項の規定により発行された普通回数券及び定期駐車券は、普通回数券についてはその残余分に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。
- 6 改正後の条例第9条第1項及び第10条の規定は、施行日以後に発生した利用料金について適用し、施行日前に発生した料金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月18日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月2日条例第135号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 大阪市立扇町通地下駐車場、大阪市立大阪駅前地下駐車場、大阪市立安土町地下駐車場、大阪市立谷町筋地下駐車場、大阪市立長堀通地下駐車場、大阪市立東長堀地下駐車場、大阪市立東長堀バス駐車場、大阪市立靱地下駐車場、大阪市立長堀バス駐車場及び大阪市立長居公園地下駐車場（以下「扇町通地下駐車場等」という。）に係るこの条例による改正後の大阪市立駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第6条第3項及び第9項の規定による利用料金の額の決定並びに改正後の条例第13条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第3条第2項及び第4項、第6条第3項、第9項及び第10項、第13条から第17条まで並びに第19条前段の規定の例により行うことができる。

（扇町通地下駐車場等の指定管理予定者の選定手続の特例）

3 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年3月31日までの期間について扇町通地下駐車場等（大阪市立長居公園地下駐車場を除く。）の指定管理者（改正後の条例第3条第2項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするとき及び施行日から平成28年3月31日までの期間について大阪市立長居公園地下駐車場の指定管理者を指定しようとするときは、前項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第14条の規定にかかわらず、扇町通地下駐車場等の管理を行おうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

4 前項に規定する場合における附則第2項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第15条及び第17条の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第15条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第135号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第17条中「第15条」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第15条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた前3号」とする。

附 則（平成26年3月4日条例第23号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

券面額	料金
3,300円分	3,000円
5,500円分	5,000円
11,000円分	10,000円

○大阪市立駐車場条例施行規則

昭和40年 8月30日

規則第98号

改正 昭和41年10月26日規則第82号
昭和43年 2月29日規則第14号
昭和45年 7月 1日規則第62号
昭和46年 5月 6日規則第48号
昭和46年 6月 5日規則第62号
昭和48年 4月26日規則第66号
昭和48年 5月31日規則第75号
昭和48年 8月23日規則第93号
昭和49年 7月30日規則第95号
昭和50年 5月29日規則第59号
昭和52年 4月30日規則第65号
昭和54年 5月31日規則第42号
昭和57年 4月 1日規則第52号
昭和58年 4月 1日規則第34号
昭和59年 4月 1日規則第49号
昭和60年 1月31日規則第 7号
昭和63年 4月 1日規則第79号
昭和63年 5月 6日規則第86号
平成元年 4月 1日規則第47号
平成 3年 8月 1日規則第71号
平成 4年 4月 1日規則第70号
平成 4年10月15日規則第112号
平成 6年 4月 1日規則第62号
平成 8年 2月29日規則第 7号
平成 9年 4月 1日規則第51号
平成 9年 5月 8日規則第82号
平成10年 4月 1日規則第47号
平成10年 6月18日規則第95号
平成10年 8月27日規則第106号
平成11年 4月 1日規則第50号
平成12年 5月 1日規則第129号
平成12年12月26日規則第167号
平成13年 4月 1日規則第68号
平成13年 9月28日規則第123号
平成14年 3月31日規則第73号
平成14年 5月31日規則第101号
平成14年 9月27日規則第129号
平成15年 2月28日規則第 4号
平成15年 3月28日規則第33号
平成16年 3月31日規則第59号
平成16年10月29日規則第123号
平成17年 9月29日規則第130号
平成18年 3月31日規則第132号
平成18年11月24日規則第223号
平成19年 1月26日規則第11号
平成19年 4月27日規則第118号
平成19年 7月27日規則第167号
平成20年 1月11日規則第 1号
平成20年 3月14日規則第14号
平成20年 7月11日規則第124号
平成20年12月26日規則第195号
平成21年 3月 6日規則第14号
平成21年 5月29日規則第97号
平成22年 3月29日規則第42号
平成29年 3月31日規則第50号

大阪市立駐車場規則を公布する。

大阪市立駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用券の交付)

第2条 条例第3条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条

例第1条に規定する路外駐車場又は条例第2条に規定する自動車駐車場（以下「市立駐車場」という。）に自動車（条例第5条第1項に規定する自動車をいう。以下同じ。）を駐車する者（以下「使用者」という。）に対し、入庫の際利用券を交付しなければならない。ただし、大阪市立十三駐車場の使用者及び定期駐車券の発行を受けた使用者については、この限りでない。

（長期駐車の届出）

第3条 条例第5条第3項の規定により同条第2項の日数を超えて引き続き1の自動車を市立駐車場に駐車しようとする者は、前条の規定により利用券の交付を受けた日（大阪市立十三駐車場にあっては入庫の日）から6日以内に次に掲げる事項を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 自動車を駐車しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 自動車を駐車しようとする期間
- (3) 駐車しようとする自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条に規定する自動車登録番号若しくは同法第60条第1項に規定する車両番号又は大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第125条第1項又は第2項の規定により交付された標識に記載された番号
- (4) その他市立駐車場の管理上必要な事項として指定管理者が定める事項
（不特定車用定期駐車券）

第4条 指定管理者は、同時に15台分以上の定期駐車券を購入する者に（（特））を表示した定期駐車券を発行し、当該定期駐車券により不特定の自動車を駐車させることができる。

- 2 前項の規定による定期駐車券の発行を受けた使用者は、指定管理者が定める方法により当該定期駐車券の使用による駐車であることを明示して、自動車を駐車しなければならない。

（共通回数券の再発行）

第5条 条例第7条第1項に規定する共通回数券（以下「共通回数券」という。）の発行を受けた者は、共通回数券が磁気情報の不良等により使用することができなくなった場合において、当該共通回数券の発売額を当該共通回数券の券面額で除して得た数に当該共通回数券の券面額から当該共通回数券に表示された残額を減じて得た額を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付したときは、当該共通回数券の券面額と同額の券面額の共通回数券の再発行を受けることができる。

（料金の減免）

第6条 条例第8条第2項の市規則で定める者は、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところによる療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者（保護者が療育手帳の交付を受けている場合にあっては、本人）とする。

- 2 条例第8条第2項の規定により一時駐車料金の減額を受けようとする者は、一時駐車料金を納付する際、同項に規定する身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳その他これらに相当するものとして市長が認めるものを提示しなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 条例第9条第1項第1号に該当することにより既納の定期駐車券の料金を還付する場合の当該還付に係る金額は、当該定期駐車券の料金の額を当該定期駐車券の通用期間の月数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に当該定期駐車券の残余通用期間の月数（その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額（当該額が当該定期駐車券の料金の額を超える場合にあっては、当該料金の額）とする。

- 2 条例第9条第1項第2号に該当することにより既納の定期駐車券の料金を還付する場合の当該還付に係る金額は、同号に該当することとなった事情を勘案して市長が定める額とする。

（指定申請の公告事項）

第8条 条例第14条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第16条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨
（指定申請の方法）

第9条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）とする。
ア 貸借対照表
イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）
ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第16条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの市立駐車場の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 市立駐車場の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第10条 市長は、条例第17条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) 市立駐車場の管理の業務の実施状況
- (4) 市立駐車場の利用台数その他の利用状況
- (5) 市立駐車場の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（利用券を紛失した場合の手続）

第12条 使用者が市立駐車場の利用券を紛失したときは、直ちに所定の届書に入庫日時そ

の他必要な事項を記入して、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の届書の提出があったときは、運転免許証その他の証拠書類及び証拠物件により確認した上、当該自動車を出庫させることができる。

(共通回数券の様式)

第13条 共通回数券の様式は、別記様式のとおりとする。

(施行の細目)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年10月26日規則第82号)

この規則は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則 (昭和43年2月29日規則第14号)

この規則は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則 (昭和45年7月1日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年5月6日規則第48号)

この規則は、昭和46年5月10日から施行する。

附 則 (昭和46年6月5日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月26日規則第66号)

この規則は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則 (昭和48年5月31日規則第75号)

この規則は、昭和48年6月7日から施行する。

附 則 (昭和48年8月23日規則第93号)

この規則は、昭和48年8月27日から施行する。

附 則 (昭和49年7月30日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年5月29日規則第59号)

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月30日規則第65号)

この規則は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則 (昭和54年5月31日規則第42号)

- 1 この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に通用している回数券及び定期駐車券は、回数券についてはその残余券に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお、効力を有する。

附 則 (昭和57年4月1日規則第52号)

- 1 この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に通用している定期駐車券については、その残余通用期間に限り、なお、効力を有する。

附 則 (昭和58年4月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日規則第49号)

- 1 この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に通用している定期駐車券については、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則 (昭和60年1月31日規則第7号)

- 1 この規則は、昭和60年2月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に通用している回数券については、その残余券に限り、なお効力を有する。

附 則 (昭和63年4月1日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年5月6日規則第86号）

- 1 この規則は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に通用している定期駐車券については、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成元年4月1日規則第47号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に通用している回数券及び定期駐車券は、回数券についてはその残余券に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成3年8月1日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に通用している回数券及び定期駐車券は、回数券についてはその残余券に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成4年10月15日規則第112号）

この規則は、平成4年10月19日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第62号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に通用している定期駐車券については、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成8年2月29日規則第7号）

この規則は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第51号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に通用している利用券、回数券及び定期駐車券は、利用券については使用中のものに限り、回数券についてはその残余券に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成9年5月8日規則第82号）

この規則は、平成9年5月21日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月18日規則第95号）

この規則は、平成10年6月19日から施行する。

附 則（平成10年8月27日規則第106号）

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年5月1日規則第129号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に通用している共通回数券は、その残額に限り、なお効力を有する。

附 則（平成12年12月26日規則第167号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年9月28日規則第123号）

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市立駐車場規則第7条及び別表第2の規定は、平成13年10月1日の駐車場の入庫及び出庫の受付を開始する時間（以下「受付開始時間」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、受付開始時間前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月31日規則第73号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月31日規則第101号）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市立駐車場規則の規定は、この規則の施行の日以後の駐車について適用し、同日前の駐車については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月27日規則第129号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年2月28日規則第4号）

この規則は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第33号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第59号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に行われている西横堀駐車場、法円坂駐車場、豊崎地下駐車場又は本町地下駐車場における駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係る駐車時間（この規則による改正後の大阪市立駐車場規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第4項に規定する駐車時間をいう。以下同じ。）のうちこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の部分についてこの規則による改正前の大阪市立駐車場規則別表第1及び別表第2の規定の例により算出した額並びに当該駐車に係る駐車時間のうち施行日以後の部分について改正後の規則別表第1及び別表第2の規定の例により算出した額の合計額とする。

附 則（平成16年10月29日規則第123号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）におけるこの規則による改正後の大阪市立駐車場規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定の適用については、同表西横堀駐車場Aの項中「午前0時」とあるのは「午前8時」とする。
- 3 この規則の施行の際、現に行われている改正後の規則別表第2ア西横堀駐車場Aの区分における駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係る駐車時間（改正後の規則第4条第4項に規定する駐車時間をいう。以下同じ。）のうち施行日前の部分についてこの規則による改正前の大阪市立駐車場規則別表第2の規定の例により算出した額及び当該駐車に係る駐車時間のうち施行日以後の部分について改正後の規則別表第2の規定の例により算出した額の合計額とする。

附 則（平成17年9月29日規則第130号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第132号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に通用している回数券及び定期駐車券は、回数券についてはその残余分に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における次の各号に掲げる駐車場の受付時間は、この規則による改正後の大阪市立駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 大阪市立西横堀駐車場（この規則による改正前の大阪市立駐車場規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1のBの区分の部分に限る。）及び大阪市立本町地下駐車場 午前8時から午後12時まで
 - (2) 大阪市立新大阪駅南駐車場 午前6時から午後12時まで
 - (3) 大阪市立法円坂駐車場（改正後の規則別表第1のAの区分の部分に限る。） 午前7時から午後12時まで
- 4 この規則の施行の際現に行われている駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係

る駐車時間（改正後の規則第5条第4項に規定する駐車時間をいう。以下同じ。）のうち施行日前の部分について改正前の規則別表第2の規定の例により算出した額及び当該駐車に係る駐車時間のうち施行日以後の部分について前項の規定の適用がないものとして改正後の規則別表第2の規定の例により算出した額の合計額とする。

（大阪市立駐車場の指定管理者の指定手続に関する規則の廃止）

- 5 大阪市立駐車場の指定管理者の指定手続に関する規則（平成17年大阪市規則第171号）は、廃止する。

附 則（平成18年11月24日規則第223号）

- 1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市立駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の出庫に係る駐車について適用し、同日前の出庫に係る駐車については、なお従前の例による。

附 則（平成19年1月26日規則第11号）

- 1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に通用している利用券及び定期駐車券は、利用券については使用中のものに限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成19年4月27日規則第118号）

- 1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日における大阪市立新大阪駅南第2駐車場の受付時間は、この規則による改正後の大阪市立駐車場条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、午前8時から午後12時までとする。

附 則（平成19年7月27日規則第167号）

- 1 この規則は、平成19年8月10日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に行われている大阪市立西横堀駐車場における駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係る駐車時間のうちこの規則の施行の日前の部分についてこの規則による改正前の大阪市立駐車場条例施行規則別表第2の規定の例により算出した額及び当該駐車に係る駐車時間のうち同日以後の部分について改正後の規則別表第2の規定の例により算出した額の合計額とする。

附 則（平成20年1月11日規則第1号）

- 1 この規則は、平成20年1月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に通用している利用券、回数券及び定期駐車券は、利用券については使用中のものに限り、回数券についてはその残余券に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成20年3月14日規則第14号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に通用している回数券については、その残余分に限り、なお効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に行われている大阪市立十三駐車場における駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係る駐車時間のうちこの規則の施行の日前の部分についてこの規則による改正前の大阪市立駐車場条例施行規則別表第2の規定により算出した額及び当該駐車に係る駐車時間のうち同日以後の部分についてこの規則による改正後の大阪市立駐車場条例施行規則別表第2の規定により算出した額の合計額とする。

附 則（平成20年7月11日規則第124号）

この規則は、平成20年7月14日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第195号）

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成21年1月7日から施行する。
- 2 別表第2の改正規定の施行の際現に行われている大阪市立新大阪駅南第2駐車場における駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係る駐車時間のうち当該改正規定の施行の日前の部分についてこの規則による改正前の大阪市立駐車場条例施行規則別表第2の規定により算出した額及び当該駐車に係る駐車時間のうち同日以後の部分についてこの規則による改正後の大阪市立駐車場条例施行規則別表第2の規定により算出した額の

合計額とする。

附 則（平成21年3月6日規則第14号）

- 1 この規則は、平成21年3月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に通用している利用券、回数券及び定期駐車券は、利用券については使用中のものに限り、回数券についてはその残余分に限り、定期駐車券についてはその残余通用期間に限り、なお効力を有する。

附 則（平成21年5月29日規則第97号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に通用している回数券については、その残余分に限り、なお効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に行われている大阪市立西横堀駐車場及び大阪市立十三駐車場における駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係る駐車時間のうちこの規則の施行の日前の部分についてこの規則による改正前の大阪市立駐車場条例施行規則別表第2の規定により算出した額及び当該駐車に係る駐車時間のうち同日以後の部分についてこの規則による改正後の大阪市立駐車場条例施行規則別表第2の規定により算出した額の合計額とする。

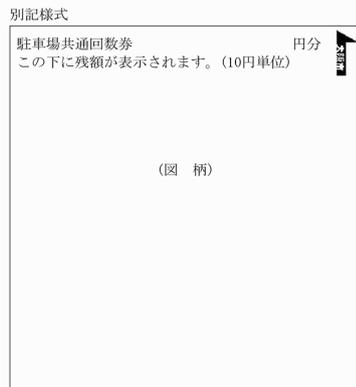
附 則（平成22年3月29日規則第42号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第50号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式



備考

- 1 寸法は、縦8.5センチメートル、横5.7センチメートルとする。
- 2 材質は、裏面に磁性材を塗布したポリエステルとする。
- 3 図柄は、市長が適宜定めるものとする。